

慶応義塾体育会スケート部フィギュア三田会会則

目次

第一章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 目的

第二章 会員

- 第3条 会員
- 第4条 会員の義務
- 第5条 会員資格の喪失

第三章 役員

- 第6条 役員
- 第7条 役員の種類

第四章 監督

- 第8条 監督の選任

第五章 総会

- 第9条 開催
- 第10条 召集
- 第11条 議長
- 第12条 決議の要件
- 第13条 議決権の代理行使
- 第14条 決議事項
- 第15条 議事録

第六章 幹事会

- 第16条 組織
- 第17条 開催
- 第18条 召集
- 第19条 議長
- 第20条 決議の要件
- 第21条 議決権の代理行使
- 第22条 決議事項
- 第23条 議事録

第七章 庶務規程

- 第24条 慶弔規程

- 別表1. フィギュア三田会会費
- 別表2. 会務分担
- 別表3. 慶弔規程

第一章 総則

(名称)

第1条 本会は、慶応義塾体育会スケート部フィギュア三田会と称する。
(通常は「フィギュア三田会」と略す。また、アイスホッケー三田会・スピード三田会とともに三田スケート倶楽部を組織する。)

(目的)

第2条 本会は、次の項に掲げる事項を目的とする。

第1項 会員相互の連帯と親睦を図る。

第2項 慶応義塾体育会スケート部フィギュア部門発展の為の支援を行う。

第3項 現役学生・生徒(注1)に対し適切な指導・援助を行い、社会に貢献しうる人材の輩出を助成する。
(注1: 大学学部に限らず、慶應義塾に属する者を対象範囲とする。)

第二章 会員

(会員)

第3条 本会は、正会員、特別会員で組織する。
会員の定義は下記のとおりとする。

第1項 正会員とは、
慶応義塾大学の卒業生で、卒業時体育会スケート部フィギュア部門に在籍した者、又はそれに準じる者(注2)で、且つ、本会総会で正会員と承認されたものをいう
(注2: 卒業直前にやむを得ない事情で退部せざるを得なかった場合等、個別事情を勘案。)

第2項 特別会員とは、第1項の該当者以外で、第2条に掲げた本会の目的に賛同し、本会の発展に寄与する者で、且つ、総会で特別会員と承認されたものをいう。

(会員の義務)

第4条 前条に定める会員は、本会則及び付則の定めるところに従って下記事項を行う。

- ①本会則第2条に掲げた目的を遂行する為、積極的に会運営への参画。
- ②<別表1>に定める所定の会費納入。

(会員資格の喪失)

第5条 公序良俗に反する等、社会的経済的影響を総合的観点から判断し、本会の名誉を損ない、または本会に多大な損害を与えた会員は、総会における所定の手続きに基づき、会員の資格を失う場合がある。

第三章 役員

(役員)

- 第6条 1. 本会に次条に定める役員をおく。
2. 役員は幹事会の選任に基づき、総会で承認を受けなくてはならない。

(役員の種類)

- 第7条 1. 役員の種類は、その職務に応じ、
①会長
②副会長
③幹事長
④幹事
2. 役員の数、任期、職務は下記のとおりとする。
また、役員は、＜別表2＞に掲げる会務を分担し、所管する。
なお、所管会務の円滑な遂行を図るため、補佐（役員以外も可）を置くことができる。

① 会長

- i. 会長は1名とする。
ii. 会長は、本会を統括し、総会の決議事項を執行すると共に、外部に対して会を代表する。
iii. 会長の任期は4年とし、重任を妨げない。

②副会長

- i. 副会長は必要に応じ置くことができる。その場合は原則1名とする。
ii. 副会長は、会長を補佐し、会長に支障あるときはその職務を代行する。
iii. 副会長の任期は4年とし、重任を妨げない。

③幹事長

- i. 幹事長は1名とする。
ii. 幹事長は、会長の命を受け、会務の全般を統括し、幹事会の決定事項を執行する。
iii. 幹事長の任期は4年とし、重任を妨げない。

④幹事

- i. 幹事は複数名とする。
なお、会の円滑な運営を図るため、原則各年代より複数名選出する。
ii. 幹事は、会務の計画、執行を行う。
iii. 幹事の任期は4年とし、重任を妨げない。
原則、半数を2年毎に改選する。
iv. 監督が兼務する幹事の任期は、監督の任期と同一とする。

第四章 監督

(監督の選任)

- 第 8 条 1. 監督は、本会にて会員の中より選任・推薦の上、塾・体育会本部等、所管機関の承認を要する。
2. 監督は原則、学部、塾高、女子高の監督を兼務する。
尚、円滑な運営を図るため、学校毎に他の会員にその任を委嘱することができる。
(注 3)。その場合も学部の監督が統括責任を負う。
3. 監督の任期は 2 年とし、重任を妨げない。
4. 監督は幹事を兼務し、学生強化を担当する
(注 3：一貫教育の利点を最大限活用するためにも学部監督が他の監督も兼務するが監督の職務負担軽減の観点から例外規定を設ける。)

第五章 総会

(開催)

- 第 9 条 定期総会は、原則年 1 回、年度末の 3 月に開催する。
また、臨時総会は、必要に応じて適宜開催する。

(招集)

- 第 10 条 総会は、会長が招集する。
但し、会長に支障あるときは、副会長、幹事長、幹事がこれにあたる。

(議長)

- 第 11 条 総会の議長は、会長がこれにあたる。
但し、会長に支障あるときは、副会長、幹事長、幹事がこれにあたる。

(決議の要件)

- 第 12 条 総会の決議は、別段の定めがある場合を除き、出席会員の議決権の過半数をもっておこなう。
(別段の定め)
- ① 会員資格の喪失については全会員議決権の 5 分の 4 以上を要する。
 - ② 特別会員の承認については全会員議決権の 5 分の 4 以上を要する。

(議決権の代理行使)

- 第 13 条 会員は他の者に委任してその議決権を行使することができる。
この場合は、代理権を証する書面を総会毎に幹事会に提出しなければならない。

(決議事項)

- 第 14 条 総会は、本会の最高決議機関として次の事項を決議するものとする。
1. 役員の選任（塾へ推薦する監督の選任を含む）
 2. 予算
 3. 決算
 4. 会費額
 5. 本会則の改訂及び改廃
 6. その他重要と認められる事項

(議事録)

- 第 15 条 総会の議事については、議事録を作成する。

第六章 幹事会

(組織)

第 16 条 本会の会務執行に関する重要事項を協議し、会務の全般に亘って執行、管理を行う為、本会則第 7 条に定められた役員をもって幹事会を組織する。

(開催)

第 17 条 幹事会は、議案に応じて都度開催する。

(招集)

第 18 条 幹事会は、幹事長が招集する。
但し、幹事長に支障あるときは、他の役員がこれにあたる。

(議長)

第 19 条 幹事会の議長は、幹事長がこれにあたる。
但し、幹事長に支障あるときは、他の役員がこれにあたる。

(決議の要件)

第 20 条 幹事会の決議は、別段の定めがある場合を除き、出席役員の議決権の過半数をもっておこなう。

(議決権の代理行使)

第 21 条 役員は他の者に委任してその議決権を行使することができる。
この場合は、代理権を証する書面を幹事会毎に幹事長に提出しなければならない。

(決議事項)

第 22 条 幹事会は、次の事項について協議を行い、または決議するものとする。

1. 役員の選任案（塾へ推薦する監督の選任を含む）
2. 予算案
3. 決算案
4. 学生指導方針案
5. その他 会務執行に関わる事

(議事録)

第 23 条 幹事会の議事については、議事録を作成する。

第七章 庶務規程

(慶弔規程)

第 2 4 条 慶弔規程を<別表 3>に定める。

<別表 1> フィギュア三田会会費

1. 会費額（年額）

基準 18,000円（但し、被扶養者は11,000円でも可）。

2. 徴収方法

原則下記の方法による

① 振替による集金システム

② 銀行振込

<別表 2>

1. 「会計」担当：

- ① 予算案策定
- ② 決算案策定
- ③ 会費の徴収・管理
- ④ 日常の経理処理
- ⑤ 財務戦略の策定・遂行

2. 「広報」担当：

- ① 総会議事録作成
- ② 幹事会議事録作成
- ③ 会報発行等、会員への活動報告
- ④ 会員名簿作成・管理
- ⑤ IT化の推進

3. 「対内組織」担当：

- ① フィギュア三田会総会運営
- ② 会員相互の親睦

4. 「対外組織」担当：

- ① 対 塾
- ② 体育会
- ③ 三田スケート倶楽部
- ④ 他部門
- ⑤ 各付属校

5. 「学生強化」担当…原則、監督を兼務する。

- ① 学生・生徒の育成方針案の策定
- ② 選手育成・獲得方針の策定
- ③ 選手の育成・強化
- ④ 選手の獲得、及び獲得の為の諸活動
- ⑤ コーチ陣の組織化、及び運営・管理
- ⑥ 本会よりの現役部員宛支援資金（学部、女子高、その他）に関する、
使途予算案策定、決算案策定、及び使用状況等、の包括管理

<別表 3> 慶弔規程

1. 本会は会員の慶弔に際し、下記の対応を行う。

(慶事)

本会は、会員本人の慶事に関し祝電を発信する。
慶事とは婚儀、受賞、受章等を言う。

(弔事)

本会は、会員本人の死亡に対し

- ① 弔電
- ② および 供花（15,000円程度）または香典（一律1万円）
—喪主の意向による
をもって弔意を表す。

弔電の発信人名および供花の差出人名は

「慶応義塾体育会スケート部フィギュア三田会一同」とする。

2. 慶弔発生の際は、速やかに会長ないし幹事長に連絡を行い、幹事長が1. に定められた手続きを行う。
尚、幹事長がその任にあたれない場合は、その他の幹事が行う。
3. 別途対応が必要な場合は、幹事会で協議の上、相応の対応を行う。
尚、急を要する場合は、会長または幹事長の判断で対応の上幹事会に報告する。